

中間案に対する意見概要と市の考え方

意見一覧

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
1	全般	中間案の全般について、早期に推進体制を設立し、この事業を決定して欲しい。	中間案59頁に示されたスケジュールに沿って推進できるよう努めてまいります。	0	
2	全般	木津北地区の土地利用計画については、宅地開発が推進されないのは残念ですが、容認せざるをえないと考えます。 ただし、今もなお宅地を希望している人たちが想定されることから、独立行政法人都市再生機構が所有する木津東地区の土地と交換できないか検討していただきたい。	ご意見の前段のとおり、市としても木津北地区については、中間概要版3頁に示す地区の特性から、宅地化は困難であると考えます。 市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望をお伺いする立場にありません。	0	
3	全般	自宅用地とするために土地を購入した者の意見を聴く機会を全く設けないのか。私有財産をその所有者に断りも無く処分する計画は許されない。	今後の土地利用計画の策定にあたり、中間案に対するご意見をお伺いするためにパブリックコメントを実施するものです。 また、今回の計画は私有財産の処分を伴う内容ではありません。	1	
4	全般	ホームページで意見募集されているが、パソコンを利用できない者には全く意見も聴かないのか。 所有者全員に郵送で連絡し、意見表明の機会を設けるべきである。	市ホームページでご意見を募集しているほか、市広報紙でパブリックコメントの実施を告知した上で、市内の図書館や支所で意見募集用紙等の配付をしています。 また、独立行政法人都市再生機構から、全ての地権者へパブリックコメントの実施を郵送でお知らせされたと聞き及んでおります。 なお、パブリックコメントの結果については、市ホームページのほか、中間案と同じ場所で閲覧に供させていただきます。	1	
5	全般	土地利用の方向性についてきれいごとでは言っているが、所有者には良くわからない。もっと具体的に説明するべきである。 将来、宅地として利用するために購入したものであり、生きた里山の創造は理解できて自分の土地がどうなるのか良くわからない。	木津北地区及び木津東地区それぞれのまちづくりの方向性については、中間案概要版3頁及び4頁に示されています。 方向性に基づく土地利用の展開イメージについては、木津北地区を同5頁及び6頁で、木津東地区を10頁で記述しています。 また、木津北地区の民間地権者への対応については同8頁で記述しています。 なお、中間案に示された以上の具体的な内容につきましては、今後、当土地利用計画の策定後、事業の実施に際して検討するものと考えております。	0	
6	全般	木津中央地区を最後に市内の大規模住宅開発が終盤を迎え、ますます若年層、児童生徒が増加するものと考えます。 また、このような状況から児童の健全育成や健康増進の機運が高まっており、市内に総合グラウンドの建設が必要であると考えます。 そこで、木津北・東地区における総合グラウンド(天然芝・人工芝サッカーグラウンド)の建設計画を加えていただくようお願いします。	木津北地区における大規模な自然改変は、中間案概要版3頁に示す地区の特性から困難と考えます。 また、木津東地区においても、土地の所有状況などから直ちに計画することは困難であり、今後、民間事業者による開発を誘致する上での参考とさせていただきます。	15	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
7	全般	検討委員会に地権者代表や鹿背山区代表を入れるべきである。	木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会は、両地区の今後の土地利用とそれを実現するための手続について調査及び審議するため、同委員会条例に基づき、有識者と市職員で構成しています。	0	
8	全般	地権者としては、中間案は購入時の想定を大幅に覆すものです。従って、今後の推移を見守ってゆきたいと考えますので、この計画に対する進捗状況をその都度提供していただきますようお願いいたします。	ご意見を参考に、当計画の策定状況はもとより、計画に基づく事業の推進にあたっては市ホームページ及び広報紙等において情報を公開してまいります。	0	
9	全般	ゾーン別の土地利用計画が示されているが、具体的な道路計画がなされていない。 開発を進めるためには、木津から加茂をつなぐ幹線道路を整備し、各ゾーンへの支線を延ばすべきです。 また、開発を進める段階で既存の鹿背山区内からのアクセスも必要になるため、事前に拡幅が必要である。 JR関西本線の木津駅－加茂駅間の間に鹿背山駅(仮称)も盛り込んでおくべきである。	木津東地区の開発に伴う幹線道路については、既に都市計画決定を経ている道路が基本となりますが、具体的な道路網については民間事業者からの開発計画の提案を受けて検討するものと考えています。 また、JR関西本線については、木津駅－加茂駅間の複線化及び加茂駅以東の電化が利便性向上のための優先事項と考えており、現時点では新駅の建設は困難であると考えています。	0	
10	全般	鹿背山地区は、地形的に水源となる山が浅く飲み水や農業用水に苦労してきた地域である。 そのため、自然環境保全フィールドの高位置において広大な貯水・用水池を設置し、夏季には木津川からポンプアップして柿栽培にも利用できるようにしたい。	現時点では、自然環境保全フィールドは極力、人の影響を与えない土地利用を進めるべきであり、自然改変を伴う大規模な貯水・用水池の設置は適切ではないと考えています。	0	
11	全般	オオタカやカスミサンショウウオ以外にも、昆虫や植物分野でまだ知られていない貴重種が出てくると思われる。 傍らで開発が進むとこれらも間もなくなくなると考えられるので、板橋区ホテル生態環境館のような飼育・観察施設を建設してはどうか。	ご意見のとおり、市としてもさらに多くの貴重種が生息しているものと考えられることから、今後、動植物の生息・生育に関する調査を進め、生物多様性を保全するための計画を策定する必要があると考えています。 また、当地区の生物多様性を保全するためにも、施設建設は里山整備に必要な最低限のものに止め、現地での再生及び保全を図るべきと考えています。	0	
12	全般	地域資源(鹿背山焼、鹿背山柿、鹿背山城跡、木津川アート)を活かした地域活性化を進めるためには、多数の人が集まれる道路、駐車場、休憩所等を整備し、物が売れる経済活動の基盤を整備することが必要である。	里山の維持再生ゾーンの生物多様性への影響を低減するため、里山整備の拠点については環境調和型研究開発ゾーンに整備することとしています。 また、商業等の経済活動については、同様の観点と既存集落の振興の観点から周辺の集落等で行うことが望ましいと考えています。	0	
13	全般	木津北地区と既存集落との境界における防火・防災面での維持管理や景観面での融合についても検討していただきたい。	中間案概要版6ページにも示されているとおり、自然災害の抑制を里山整備の目的のひとつと捉えています。 また、景観面での融合については、多様な主体の参画による竹林・樹木等の整備や農的な土地利用を進めることで、里山の景観を保全することができると考えています。	0	
14	全般	奈良県山添村のクラインガルテンは戸数が少なく、交通の便が悪いにもかかわらず毎年多数の応募があり、抽選で利用者を決定している状況です。 そこで、移転予定の京都大学大学院附属農場との連携も視野に、大規模なクラインガルテンを整備し、家庭菜園の講習会等も開催していただきたい。	ご意見のとおり、中間案概要版10ページにおいて木津中央地区をはじめとした学研都市内立地施設との連携によるまちづくりを掲げており、今後の参考とさせていただきます。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
15	全般	<p>宅地化を期待して土地を購入しましたが、旧住宅都市整備公団による事業が中止され、言葉で言い表せない憤りを感じています。そのような状況の中で、木津川市がこのような将来性のある計画案を提示されたことを大変嬉しく思っています。</p> <p>そこで、総合計画の中で「次世代に対して明るい未来を託すことができる」まちづくりをめざしている木津川市として、次の点を盛り込むことを意見します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、若年者が自然と共存できる理想のまちづくり。 ・地方都市のどこにでもあるようなニュータウンではなく、オリジナリティに富んだまちづくり。 <p>(緑地の整備にあたっては、中途半端な洋風庭園ではなく、未来に誇れるような日本庭園とするなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産官ではなく、民間の“間”と学が複合的に結びついたまちづくり。 	<p>中間案概要版6ページにおいて、高齢者や若年者を含めた多様な主体の参画による里山の維持再生を土地利用方針として明記しています。</p> <p>また、同3ページの土地利用の方向性において、いわゆる都市公園ではなく、都市での生活に必要な生態系サービスの供給源として利用することを明記しています。</p> <p>なお、中間案中の「多様な主体」には市民、民間企業及び学術機関も含まれており、民と学が複合的に結びついたまちづくりを想定しています。</p>	0	
16	全般	<p>学研都市の開発地は、既存集落との境に巨大な擁壁群があって見苦しい。今後開発される地域においては、緩やかなつながりがある違和感のないまちづくりを推進すべきである。</p> <p>また、旧住民と新住民が共有できるような場所を確立するべきである。梅谷地区の公民館など、元々地域住民の活動拠点であった場所を活かした古くからの歴史を感じられる文化的なまちづくりが必要である。</p>	<p>中間案概要版10ページの「田園共生まちづくり」は、景観を含めた田園環境との共生をめざすものです。</p> <p>具体的な開発計画は民間事業者からの提案を待って検討することとしていますが、ご意見は参考とさせていただきます。</p>	1	
17	全般	<p>今回の地区だけの計画ではなく、木津地区全体がもっと多くの近隣の市町村や大阪、奈良との連携をめざし、さらにはアジアを中心とする世界とのつながりをめざすべきである。</p>	<p>当計画は、あくまでも木津北・東地区の今後の土地利用方針を明確にするための計画です。</p> <p>学研都市全体の世界を含めた広域連携・交流等については、関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランにおいて示されています。</p>	0	
18	中間案概要版1ページ	<p>木津北地区の防災対策上、消防車が通行できる幹線道路を最低でも整備するべきである。</p>	<p>現時点では、中間案概要版3ページに示す地区の特性から困難と考えますが、今後の具体的なまちづくりにおいてご意見は参考にさせていただきます。</p>	0	
19	中間案概要版3・5・6ページ 本編6・7・25・32・34ページ	<p>中間案では、数箇所にわたって自然環境の保全、生物多様性の保全、「持続可能な社会」の構築について記述があります。</p> <p>とりわけ木津北地区では、「都市的な開発は行わない」、「自然環境や生物多様性の保全」を目標に掲げていることは、これからも木津川市が自然環境に恵まれたまちとして発展する上で評価できるものと考えます。</p> <p>ぜひ、ホテルやオオタカ、カスミサンショウウオ以外にも多くの生き物たちのゆりかごである木津北地区をはじめ、生態系保全に力を入れた具体的な施策が実現することを願います。</p>	<p>ご意見のとおり、市としても当計画の策定後、木津北地区を本市の生物多様性の保全に関するモデル地区として、具体的な施策に取り組みたいと考えており、今後の参考とさせていただきます。</p>	0	
20	中間案概要版3ページ	<p>ニュータウン開発ではなく、生物多様性の保全による生態系サービスの供給源として活用するのであれば、クリーンセンター施設はこのような土地利用方針に相反するものであり、除外するべきである。</p>	<p>エネルギー回収推進施設の立地については、他の審議会の答申に基づき決定された事項であり、中間案は同施設の立地を前提に検討しております。</p> <p>また、中間案では、エネルギー回収推進施設を単なる「ごみ焼却施設」と位置付けるのではなく、未利用・再生可能エネルギーの活用を図る中核施設と位置付けており、あわせて里山保全活動の拠点や環境学習の拠点整備を目指すこととされています。</p>	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
21	中間案概要版3頁	エコキャピタルやエコタウンより、「エコミュージアム」の考え方の方が関西文化学術研究都市にふさわしいし、歴史や文化の宝庫である当地区にぴったりではないか。	関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランに主要な取り組みとして掲げられた「持続可能社会のための科学」を实践するためのフィールドとの位置付けを明確にするため、既存の資源を展示する印象が強い「ミュージアム」ではなく、中間案概要版3・4ページに示すとおり、エコをキーワードとして新たな文化やライフスタイルを創造するための拠点や資源（キャピタル）としての位置付けを強調し、エコキャピタル構想を基本方針としています。	0	
22	中間案概要版4頁	木津東地区の土地利用について、宅地の供給とともにできる限り都市住民が体験・参加できる農地条件を整備し、農村田園景観を保全管理する方法が必要である。そのため、地区全体をコントロールする新たな土地管理法を想定できないか検討する必要がある。また、同法人が都市近郊部において積極的に宅地と農地を権利交換し、土地の集約化を推進する主体とする。	木津東地区は、民間事業者による開発計画の提案を待って田園環境に配慮したまちづくりを進めることとしており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	0	
23	中間案概要版4頁	木津東地区を単なる住宅地と位置付けるのではなく、団塊の世代のライフスタイルと合わせた農地併設型住宅地並びに市民農園等と位置付け、新規就農者向け小規模農地として多目的に位置付けていくことが必要。	市としても、ご意見のとおり田園環境に配慮したまちづくりが必要であると考えており、中間案概要版10頁において「農(みのり)のまちづくり」による新しいライフスタイルの発信を掲げています。具体的な取り組みについては、今後の木津中央地区等における取り組みを踏まえ、民間開発事業者の提案を待って進めたいと考えています。	0	
24	中間案概要版5頁	里山にクリーンセンター等の箱物は不要であり、里山整備に最低限必要な作業所の整備に止めるべきである。	エネルギー回収推進施設の立地については、他の審議会の答申に基づき決定された事項であり、中間案は同施設の立地を前提に検討しております。また、里山整備の拠点施設についても、同ゾーンでの整備を目指すこととされています。	0	
25	中間案概要版5頁	ナショナルトラストのような里山公園にすることには賛成である。	今後の参考にさせていただきます。	0	
26	中間案概要版5頁	原子力発電の中止、縮小が叫ばれている昨今、木津北地区を自然エネルギーの発信基地として活用することを望みます。	木津北地区の地形的・地質的な条件から、大規模な再生可能エネルギーの拠点整備には多大な費用が必要であり、実現は困難と考えています。ただし、持続可能な都市運営に向けて未利用・再生可能エネルギーの活用は必要であると考えており、中間案概要版5頁において「環境調和型研究開発ゾーン」でエネルギー回収推進施設を整備することが示されています。	0	
27	中間案概要版5頁	木津北地区の土地利用案として次のとおり提案します。 ・公園墓地(霊園) ・観光農園 ・宗教団体施設 ・自然エネルギー発電所	公園墓地、宗教団体施設、自然エネルギー発電所の設置については、中間案概要版3頁に示す地区の特性から困難であると考えます。観光農園については、中間案概要版6頁において連携を図っていくことが示されています。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
28	中間案概要版5⑤	木津北地区において、景気の回復を待って住宅を建てることを最終目標としています。	木津北地区については、中間概要版3⑤に示す地区の特性から、宅地化は困難であると考えます。	0	
29	中間案概要版5⑤	里山の再生には必ずしも反対しませんが、焼却施設(ゴミ処理場)等は絶対反対します。	エネルギー回収推進施設の立地については、他の審議会の答申に基づき決定された事項であり、中間案は同施設の立地を前提に検討しております。 また、中間案では、エネルギー回収推進施設を単なる「ごみ焼却施設」と位置付けるのではなく、未利用・再生可能エネルギーの活用を図る中核施設と位置付けており、あわせて里山保全活動の拠点や環境学習の拠点整備を目指すこととしています。	0	
30	中間案概要版5・6⑤ 本編34・43⑤	木津北地区を環境教育のフィールドとして活用することが明記されています。「こどもエコクラブ」の活動支援を通じて、当計画の対象地区が大変自然豊かで多くの生物の命を育てていることを実感しており、この地域を環境学習のフィールドと位置付けることは子どもたちに生き物の大切さや自然の豊かさを体験させる上で重要と考えます。 今後、さらなる環境教育の推進のため、プラットフォームの形成に際しては学校教育の一環として当地区を活用できる体制を構築する必要があると考えます。	ご意見のとおり、市としても当地域の豊かな自然を後世に引き継ぎ、自然からの恩恵を持続的に活用するためには、環境学習の充実が必要であると考えており、中間案本編54⑤においてプラットフォームに関わる主体として教育機関を明記しています。 今後、プラットフォームの形成や環境学習等に関する人材育成等に取り組む上での参考とさせていただきます。	0	
31	中間案概要版5・6⑤ 本編34・40・43⑤	「田園保全・活用フィールド」において、農業再生や地域農業の活性化が謳われているが、「どのような農業の推進」かが明記されていません。 未来のそして学研都市らしい持続可能な社会の構築というコンセプトからしても、「環境保全型農業」もしくは「持続可能な農業」の記述が必要と考えます。 京丹後市では、「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、慣行農業から有機農業、特別栽培農業、エコファーマーへの転換をめざしており、当計画においても農業から生物多様性の保全が可能になるような記述が必要であると考えます。	ご意見を受け、「固有の農作物を活用した農業振興」及び「持続的な農業に向けた取り組み」を明記します。	0	有
32	中間案概要版5⑤	環境調和型研究開発ゾーンは里山の維持・再生ゾーンに続くゾーンであり、いわゆるゴミ焼却場の建設はゾーンの土地利用方針と矛盾するものである。 いわゆるごみ焼却施設は、環境調和型研究開発施設ではなく、同ゾーンへ計画するべきではない。	エネルギー回収推進施設の立地については、他の審議会の答申に基づき決定された事項であり、中間案は同施設の立地を前提に検討しております。 また、中間案では、エネルギー回収推進施設を単なる「ごみ焼却施設」と位置付けるのではなく、未利用・再生可能エネルギーの活用を図る中核施設と位置付けており、あわせて里山保全活動の拠点や環境学習の拠点整備を目指すこととされています。 このような施設は、関西文化学術研究都市がめざす「持続可能な社会のための科学」を実践する場であり、環境調和型研究開発施設にふさわしいものと考えています。	0	
33	中間案概要版5⑤	里山再生・活用フィールドは維持管理がもっとも困難と思われるため、府立自然公園又は市立自然公園として位置付けてはどうか。	中間概要版3⑤に示す地区の特性や土地所有の状況、財政的な観点などから一時期に全体を公園として整備することは困難であり、地権者のご理解を得ながら多様な主体の参画を促す中で、段階的に里山としての整備を進めるべきと考えます。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
34	中間案概要版5・6	<p>自然環境保全に対する企画としては、概ね地域の特性や時代のニーズを捉えていると評価します。しかしながら、医療福祉分野に関連させた利用に関する記述がない。</p> <p>学研都市及び交通の要衝としての位置付けからも「医療福利分野での利用」を強く明文化できないでしょうか。</p> <p>具体的な提案は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩傾斜コースは車椅子で利用できるように滑り止め舗装をする。 ・受付入口を含む数箇所に、車椅子対応のバイオトイレを設置し、電源は蓄電機能付き太陽光パネルとする。 ・園芸療法が行える農園を造成し、民間医療機関から投資・運営を募る。 ・日常的に屋外リハビリコースとして活用できる基盤整備を行い、広報を積極的にこなう。 ・「癒しの里」としての運営を行うNPO法人を育成援助する。 	<p>ご意見のとおり、当地区が持つ多様な機能を活用した取り組みが必要であると認識しています。</p> <p>具体的な活用方法については、中間案概要版9に示されたプラットフォームで検討するものと考えており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>ただし、中間案概要版3に示す地区の特性から、トイレ等の拠点は環境調和型研究開発ゾーンで整備することが適切と考えています。</p>	0	
35	中間案概要版5	<p>木津北地区を次のように分けてはどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①バイオマス活用ゾーン ②エコライフを楽しむゾーン ③焼却場を活用したエネルギーと資源リサイクルゾーン 	<p>中間案概要版5の「環境調和型研究開発ゾーン」は①と③の機能を含むものです。また、エネルギー回収推進施設からのエネルギー利用等を考慮し、二つの機能は集積させることが適切と考えています。</p> <p>また、中間案概要版3に示す地区の特性から、木津北地区の他のゾーンでは大規模な自然改変が困難であり、都市的な土地利用を含む「エコライフを楽しむゾーン」の実現は困難と考えています。</p>	0	
36	中間案概要版5	<p>木津川市の地理的特性を活かし、セントラルパークを中心にした道作りをする。かつてのように川の道、大仏鉄道のような鉄道、山背古道をはじめとする街道、歴史遺産を結ぶ文化の道、アジアと世界を結ぶ情報の道など、様々な道づくりを進める。</p>	<p>ご意見のとおり、中間案概要版6に示す都市との交流等においては、既存の資源を活用したコースの設定や、情報通信網を活用した新たな取り組みが必要であると認識しており、今後の参考とさせていただきます。</p>	0	
37	中間案概要版5・6	<p>木津北地区の土地利用を早期に実現するため、クリーンセンターから北地区を経由し、木津中央地区を結ぶ道路の早期実現を優先すること。</p>	<p>現時点では、中間案概要版3に示す地区の特性から困難と考えますが、今後の具体的なまちづくりにおいてご意見は参考にさせていただきます。</p>	0	
38	中間案概要版6	<p>「鹿背山の柿を育てるネットワーク」は、約10,000㎡の農園で柿約1,000本、みかん約200本などの果樹を育てており、鹿背山の優れた土壌により大変食味が良いと好評です。</p> <p>会員数は約70名で、当地の自然環境に魅力を感じた市外からの参加者も多く見られます。</p> <p>今後、さらに多くの方々に参画していただくため、農園が拡大できるようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、中間案概要版6において、「田園保全・活用フィールド」では農的な土地利用を推進するとともに、鹿背山柿等の地域特産品の振興が明記されています。</p>	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
39	中間案概要版6㉟	<p>当地区のすばらしい自然環境を多くの方に体験していただき、地域の再生にも繋がるように次の取組みの実施をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿背山城跡を中心とした公園づくり ・鹿背山の柿を守るための果樹公園の整備 ・散策の道づくり ・老人ホームの建設 ・谷川の整備 	<p>ご意見のとおり、中間案概要版6㉟において、「歴史・文化・観光フィールド」で鹿背山城跡を中心とした公園整備に取り組むことが明記されています。</p> <p>同じく、「田園保全・活用フィールド」では観光農園との連携が明記されています。</p> <p>また、散策の道づくりや谷川の整備については、中間案概要版6㉟「里山の維持再生ゾーン◇ゾーンの土地利用方針」において、「多様な主体の参画による里山の維持再生(竹林・樹木等の管理、水源涵養林整備、地すべりや荒廃防止等)」として記載していますが、よりわかりやすい表現となるようご意見を基に中間案を修正します。</p> <p>なお、木津北地区については、中間概要版3㉟に示す地区の特性から、老人ホーム等の建設は困難であると考えます。</p>	0	有
40	中間案概要版6㉟	<p>「里山の維持再生ゾーン」について、基本的には現状のまま保存すべきですが、一方で図書館や公民館のように社会的弱者を含めた多くの方が気軽に里山を訪れることができる整備が必要です。</p> <p>そのため、ビジターセンター、駐車場、トイレ及び給水施設等を整備すべきですが、必要最小限の整備にとどめるべきと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、多くの方が訪れやすい環境整備が必要であると考えています。</p> <p>ご指摘のビジターセンター等については、「里山の維持再生ゾーン」における自然改変を極力避けるため、中間案概要版5㉟「環境調和型研究開発ゾーン◇ゾーンの土地利用方針」において、同ゾーンでの里山保全の拠点整備や学習拠点の整備を目指すことが明記されています。</p>	0	
41	中間案概要版6㉟	<p>多くの方が気軽に利用できるよう、けいはんな記念公園のような有料施設ではなく、無料で利用できる施設とするべき。</p>	<p>ご意見のとおり、多くの方が訪れやすい環境整備が必要であると考えており、今後の参考とさせていただきます。</p>	0	
42	中間案概要版6㉟	<p>里山の維持再生構想よりも、それなりのインフラ整備をした上で、多様な土地利用が可能になるようにしていただきたい。</p>	<p>木津北地区については、中間案概要版3㉟に示す地区の特性から、大規模なインフラ整備は困難であると考えます。</p> <p>ただし、里山の維持・再生に最低限必要な通路の整備は必要と考えておりますので、中間案を修正します。</p>	0	有
43	中間案概要版6㉟	<p>こどもエコクラブのサポーター活動を通じ、自然観察会のたびに、行きのバスの中ではゲーム機で遊んでいた子どもたちが、帰りには自然の中で見つけた宝物を握りしめゲームをしなくなる姿を見てきました。心なしか子どもたちの表情も和らいでいくようです。</p> <p>子どもの情操教育に里山の自然が大きな力を持つことを実感しています。鹿背山の里山資源が子どもたちの教育の場として整備され、多くの子どもたちに利用されることを期待しています。</p>	<p>ご意見のとおり、当地区の豊かな自然を後世に引き継いでいくためには、その担い手である子どもたちの環境学習が重要であると考えており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	0	
44	中間案概要版6㉟	<p>旧住宅都市整備公団による事業の中止は、あまりにも一方的で背信行為である。</p> <p>市民緑地制度等の活用は土地利用のひとつではあるが、「田園保全・活用フィールド」に購入した目的に沿った居住区域の設定を求める。</p>	<p>中間案概要版3㉟に示す地区の特性から、木津北地区における都市的開発は困難と考えています。</p>	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
45	中間案概要版7㉟	木津北地区内の土地については、木津川市と土地無償提供契約を結ぶことにより、固定資産税及び都市計画税(以下、固定資産税等)が免除されるとの記述があるが、現在、所有している土地に対して税を支払っていない。今後、固定資産税等が課されるということですか。	まず、中間案に示された「市民緑地制度」は、土地の所有権の無償提供を求めるものではなく、市等と賃貸契約を結ぶものです。この場合、無償での貸付であれば固定資産税等が非課税となります。次に、現在も北地区には固定資産税等が課されています。しかし、地方税法の規定により課税標準額が一定の額(免税点:土地の場合は市内に所有する合計額が30万円)未満の場合は課税されません。この規定に該当しているものと思われます。これは、法に基づく措置であり、今後も変更ありません。	0	
46	中間案概要版7㉟	樹林等の維持管理費用が軽減されるとの記述があるが、自己所有地の正確な場所もわからない状態です。軽減されるということは、今後、地権者に樹木の伐採等が義務付けられるということですか。	地権者に樹木の伐採等を義務付けるものではありません。通常、自己の所有地については、所有者による適切な管理が必要となります。中間案の記述は、市民緑地制度の導入等により、その負担を軽減しようとするものです。	0	
47	中間案概要版7㉟	独立行政法人都市再生機構が所有する土地の売却先は、民間であるべき。国が決定したことであり、それを変更するべきではない。	独立行政法人都市再生機構は、木津北地区の約6割の土地を所有しており、所有権移転後に不適切な土地利用がなされた場合、北地区全体の環境の悪化や周辺の土地を含めた災害の発生等が危惧されます。そのため、当該土地については、中間案概要版7㉟に示すとおり、公的機関等の長期安定的な所有者へ一括して移転することが望ましいと考えています。また、木津東地区については、民間開発業者による開発の誘致を図ることとしており、開発計画と整合する所有地の処分が必要であると考えています。なお、国の閣議決定は所有地の処分先を限定していません。	0	
48	中間案概要版8㉟	中間案に示された土地利用方針は概ね妥当であると考えます。特に、民有地での里山整備を促進するためにも、中間案に示された土地の所有と利用の分離、税制上のインセンティブによる土地利用の誘導が必要と考えます。	ご意見のとおり、中間案概要版8㉟に税制上の優遇措置を含めた土地利用の誘導策を記述しています。	0	
49	中間案概要版8㉟	市民緑地制度の締結を義務付けるのであれば、独立行政法人都市再生機構と同じ売却先を斡旋するべきである。無償で永続的に貸し付けるのでは理解が得られない。	中間案は、独立行政法人都市再生機構の所有地の処分方法及び処分先を明らかにするものではありません。また、市民緑地制度に関しては、契約の締結を義務付けるものではなく、無償で貸し付ける等の一定の条件を満たした場合、税制上の優遇措置を受けられるメリットがあります。	0	
50	中間案概要版8㉟	環境保全のために土地を提供しなければ税金を徴収するというのは理不尽である。	市民緑地制度は、任意で契約を締結し、無償で土地を貸し付けた場合に税制上の優遇措置を受けられるもので、土地の提供を強制したり、新たに税金を課すものではありません。	0	
51	中間案概要版8㉟	市民緑地制度について、土地を無償で貸し付けた場合、その土地及び現在居住しているところの固定資産税・都市計画税も非課税にする。	市民緑地制度による税制上の優遇措置は、都市緑地法及び地方税法に基づく制度であり、ご要望の取り扱いはできません。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
52	中間案概要版8頁	木津北地区の地権者としては、土地の買取り又は宅地等との換地を希望します。 小規模な土地の所有者にとっては、市民緑地制度等の税制上のメリットはありません。	中間案概要版8頁のとおり、市民緑地制度の活用等により、所有権を現在の地権者に残したまま、所有と利用を分離して有効に活用するべきと考えています。 また、市は土地区画整理事業の実施を予定しておりませんので、換地をすることはできません。 なお、市民緑地制度には、税制上のメリットだけではなく、所有権を残したまま多様な主体による維持管理が可能になり、所有者の維持管理経費が軽減できる効果があると考えています。	0	
53	中間案概要版8頁	木津川市が地権者から土地を取り上げるような恐ろしさを感じる。	市民緑地制度及び生産緑地制度は、所有権の移転を伴うものではなく、市が強制的に土地を取得することはありません。	0	
54	中間案概要版8頁	所有者が無償で提供するのでしょうか。	市民緑地制度及び生産緑地制度は、所有権の移転を伴うものではありません。 また、同制度の利用により税制上の優遇措置が受けられるとともに、多様な主体による管理ができるようになり、維持管理経費の軽減が図られると考えています。	0	
55	中間案概要版8頁	里山計画や研究施設にしても、他人所有の土地を無償利用しての事業は、いくら行政とはいえ権利侵害ではないか。 ひとりでも反対する者がいればどうするのか。	市民緑地制度や生産緑地制度は強制的に指定するものではなく、地権者の意思に基づいて契約の締結等を行うものです。	0	
56	中間案概要版9頁	プラットフォームの推進体制の中で、市民団体、地域住民及び土地所有者とあるが、持続的な活動は望めない。 また、全体的には地区内の道路整備が必要である。	木津北地区においては、既に複数の民間団体が里山保全活動を継続的に実施しています。 今後、さらに多様な主体の参画を得ながら当地区をフィールドとした活動が持続するよう、里山の木質資源を活用した産業の研究・開発や企業の事業活動との連携も視野に、プラットフォームにおいて具体的な検討を進めたいと考えています。 また、木津北地区については、中間案概要版3頁に示す地区の特性から、大規模な道路整備は困難であると考えます。 ただし、里山の維持・再生に最低限必要な通路の整備は必要と考えておりますので、中間案を修正します。	0	有
57	中間案概要版9頁 本編55頁	プラットフォームの推進体制の中で、平成29年度以降の活動に農業振興・木質バイオマスの事業化とされていることには賛成しますが、木質バイオマスとなれば林業振興が必要と考えます。	中間案では、放置竹林整備に伴う竹や森林整備に伴う間伐材など、里山の維持管理により排出される木質資源の持続的な活用を想定しています。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
58	中間案概要版95 本編55	「都市ブランドの形成」からは、コンクリートの箱物が立ち並ぶイメージがあるため、里山に寄り添うイメージが良いと思います。 そのため、地域特産品(柿、筍)の振興、間伐の促進、当該地区の耕作放棄地をなくすことによる市内食料自給率の向上等に取り組む。 これらの事業に取り組むことで、雇用創出に伴う住居、商店、家内工業及びエネルギー供給インフラの整備・確保が促進される。	ご意見のとおり、市内食料自給率の向上やエネルギー回収推進施設との連携によるエネルギーの地産地消を進めることで、安心・安全で持続可能な都市としての「ブランドの形成」をめざしています。	0	
59	中間案概要版95 本編55	自然破壊、里山破壊をするような施設(エネルギー回収推進施設)の建設は、木津北・東地区の土地利用計画の理念に相反すると考える。 さらなる分別回収を推進し、燃料や肥料として利用することを考えるべきである。 やむを得ず建設される場合でも、規模を縮小させて洞窟や地下に建設するべきと考えます。	エネルギー回収推進施設の立地については、他の審議会の答申に基づき決定された事項であり、中間案は同施設の立地を前提に検討しております。 また、中間案では、エネルギー回収推進施設を未利用・再生可能エネルギーの活用を図る中核施設と位置付けており、あわせて里山保全活動の拠点や環境学習の拠点整備を目指すこととされていることから、当該地区の土地利用と整合するものと考えています。	0	
60	中間案概要版105	木津東地区を宅地化するべきである。 できれば、東日本大震災の被災者住宅として活用して欲しい。	中間案では、ご意見のとおり木津東地区については、民間事業者による周辺環境と調和した住宅地等の整備を誘致することとしています。 なお、具体的な開発計画については、当計画の策定後、民間事業者の提案を受けて検討することとしており、ご意見は参考にさせていただきます。	0	
61	中間案概要版105	木津東地区の土地利用計画には賛同します。 具体的な計画は示されていないので、開発を民間企業に委ねるとしても地権者が満足できるような開発計画が出されることを期待します。	中間案概要版105の土地利用の展開イメージに沿って、民間事業者による開発を誘導したいと考えています。	0	
62	中間案概要版105	木津東地区の開発計画の策定・実施をもっと加速するようお願いします。 中間案の内容は概ね良い印象を持っていますが、今後、「民間事業者の開発提案募集」や「その検討」を速やかに進め、早期に具体的な計画を示してください。 ただし、具体的な計画の決定にあたっては、複数案から広く検討の上選択できるよう配慮してください。 また同時に、開発対象地区の地権者の構成や、各構成の所有率について情報を開示してください。	市としても、できるだけ早く事業に着手できるよう協力したいと考えています。 複数案の提示については、民間事業者からの提案によることとなりますので、ご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、所有者の大まかな属性による所有状況は中間案本編資料編「参考-1」でお示しています。	0	
63	中間案概要版105	関西文化学術研究都市でありながら、住民が学術や学問に触れられる施設が少ないと感じる。木津東地区の開発にあたっては、住民が利用できる図書館、公民館、大ホールなどの施設を計画して欲しい。 木津南地区は人口1万人を超えるまちでありながら郵便局もなく不便である。独立行政法人都市再生機構ではなく民間事業者の開発を誘致するのであれば、民間の発意を活かした住み良いまちづくりができるようにしていただきたい。	ご意見のとおり、木津東地区については民間の発意を活かした住みやすいまちづくりとなるよう、中間案概要版105において民間事業者から開発計画の提案を受けることとしており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。 ただし、関西文化学術研究都市のまちづくりにあたっては、国や京都府の法令及び計画等の制約を受けるため、整合を図りながら進めてまいります。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
64	中間案概要版10⑤	木津東地区について、独立行政法人都市再生機構には、新たな事業者を様々な条件を付けずに探す責任があり、木津川市・京都府・国とともに取り組むべきである。 同時に、家庭菜園地や営農公園など住民が共有しうるものに替えていく必要があり、そのためには土地を一団化するための事業を実施することが重要である。	ご意見のとおり、木津東地区のまちづくりに向け独立行政法人都市再生機構並びに関係行政機関と協力して民間開発事業者の誘致を進めたいと考えており、今後の参考とさせていただきます。 また、誘致にあたっては民間の発意を活かした創造的なまちづくりを可能にするため、中間案概要版10⑤では基本的な土地利用方針を示すに止めており、事業手法を含めて提案を受けるものと考えています。 ただし、関西文化学術研究都市としての位置付けから法令及び上位計画との整合を図ることができる計画となるよう配慮する必要があると認識しています。	0	
65	中間案概要版10⑤ 本編44・45⑤	木津が本来持っている魅力は農的活動を基本にしたものと感じますが、それが比較的都市部に隣接した地域に残っていることが非常に重要であり、この点から東地区の「田園共生まちづくり誘導ゾーン」の位置付けは非常に素晴らしいと思います。 遠くに出かけてまで農村交流するのではなく、自分たちの日常生活の中で自然の営みを感じたい、と考えて木津川市の住民になったのであり、独立行政法人都市再生機構による普通の都市的開発が中止になったことを悲観せず、市民と共に特色ある新しいまちづくりができるチャンスと捉えて魅力あるまちづくりに取り組んでいただきたい。	ご意見のとおり、都市や主要鉄道駅との近接性が当地区の強みであると考えており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	0	
66	中間案概要版10⑤	木津東地区における田園共生まちづくりに賛同します。 早急に開発を実現してください。	中間案概要版10⑤に示す土地利用の展開イメージに沿って実現したいと考えています。	1	
67	中間案概要版10⑤	木津東地区について、中間案に示された計画の早期実現を期待します。 同地区は、木津南地区に隣接しており奈良市にも近いことから、野菜作りが楽しめる宅地の開発が期待できます。 また、今後益々必要になるケアハウス、老人ホーム等の建設を目的とした用地を開発することが良いと考えます。	中間案概要版10⑤に示すとおり、具体的な開発計画は民間事業者からの検討を踏まえて実施することとしており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	0	
68	中間案概要版10⑤	木津東地区について、自然環境や歴史に恵まれた終の棲家として計画してはどうか。 老後の生活をアメリカのマイアミのように、田園の中に一軒ごとに点在したゆとりある空間で過ごす。地区の中央にはレストランや談話室等の施設を集約し、子どもとの交流が図れる施設等もあればよいと考えます。	中間案概要版10⑤に示すとおり、具体的な開発計画は民間事業者からの検討を踏まえて実施することとしており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	0	
69	中間案概要版10⑤	木津東地区を購入後、学研都市の区域から外されました。 今後、新しい方向性を見出してまちづくりを進めていただきたいと思っております。	木津東地区は、独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業が中止されましたが、現在も関西文化学術研究都市建設促進法第2条第2項に定める文化学術研究地区です。 今後、当計画に沿った新しいまちづくりを進めたいと考えています。	0	
70	中間案概要版10⑤	木津東地区についての開発計画事業をお願いします。	中間案概要版10⑤に示すとおり進めたいと考えています。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
71	該当箇所なし	住宅取得を目的に土地購入した個人地権者への土地買取り制度や土地の有償提供制度等、一般地権者の救済策を検討すべき。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望についてお答えする立場にありません。	0	
72	該当箇所なし	独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業が中止されたのであれば、宅地化を期待して購入した者には所有している意味が無く、早期に私的・公的機関を問わず買収していただくことを望みます。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望についてお答えする立場にありません。	0	
73	該当箇所なし	宅地として造成し、換地をしていただきたい。	木津東地区については、中間案概要版10〇において民間事業者による開発を誘致することが示されています。 木津北地区については、中間概要版3〇に示す地区の特性から、宅地化は困難であると考えます。	1	
74	該当箇所なし	木津川市で一括買取り(当時の買値)していただき、有効に活用していただきたい。	中間案概要版8〇のとおり、市民緑地制度の活用等により、所有権を現在の地権者に残したまま、所有と利用を分離して有効に活用するべきと考えています。	0	
75	該当箇所なし	旧住宅公団が開発計画を広報し、同様の宣伝をしていた業者から住宅建築を目的に土地を購入した。開発計画が中止されたことから、当時の計画を立案・広報した道義的責任は大きいと考えます。 住宅地にしないのであれば、木津川市又は独立行政法人都市再生機構が土地を買取ってください。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止についてお答えする立場にありません。 後段については、中間案概要版8〇のとおり、市民緑地制度の活用等により、所有権を現在の地権者に残したまま、所有と利用を分離して有効に活用するべきと考えています。	0	
76	該当箇所なし	独立行政法人都市再生機構は、開発中止を国の責任にせず、木津北地区の宅地造成が困難であれば木津中央地区又は木津東地区との交換をして責任を取るべきである。 個人地権者にとっては、中間案でどのようなメリットがあるかわかりません。 せめて、土地の場所を確定して畑や果樹園として利用できればいいかなという感じです。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。 中間案概要版8〇では、市民緑地制度及び生産緑地制度の活用により、税負担等の軽減を図ることが示されています。	0	
77	該当箇所なし	独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業が中止されたのであれば、宅地化を期待して購入した者には所有している意味が無く、早期に私的・公的機関を問わず買収していただくか、賃料収入を得られるようになることを望みます。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。	0	
78	該当箇所なし	ニュータウン事業の中止は裏切り行為である。 将来の危険性についてはニュータウン事業の計画時点で判明していたはずであり、最終的には国にだまされたといきようがない。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止についてお答えする立場にありません。	0	

意見番号	該当箇所	意見概要	市の考え方	同様意見件数	中間案の修正
79	該当箇所なし	木津北地区について、将来的に宅地開発できるということも残しておいて欲しい。できれば、宅地開発して宅地として換地してほしい。 また、どこかで買い取って欲しい。	木津北地区については、中間案概要版3⑨に示す地区の特性から、宅地化は困難であると考えます。 また、市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。	0	
80	該当箇所なし	木津北地区について、家庭菜園など個人として有効に利用できるよう整備して欲しい。	木津北地区については、中間案概要版3⑨に示す地区の特性から、全般的な造成は困難であると考えています。 ただし、中間案は自己の所有地を家庭菜園等として利用することを妨げるものではありません。	0	
81	該当箇所なし	ニュータウン開発事業の中止後、所有者に対して土地利用アンケート等を実施しながら8年間も放置してきた独立行政法人都市再生機構の責任を問うべきです。同機構によって、木津北地区の土地を木津東地区等の他の所有地と交換して欲しい。 まずは、同機構による地権者への責任が完了してから検討するべきである。 また、今後、同機構が地権者への責任をしっかりと取るように木津川市としても監視して欲しい。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。 また、中段については、中間案概要版1⑤「早急な土地利用検討の必要性」に示すとおり、市として緊急を要するとの考えから実施しています。 後段につきましては、市は同機構を指導・監督する立場にありません。ただし、中間案概要版7ページに示すとおり、当計画の実現に向けた最大限の協力を要請します。	1	
82	該当箇所なし	中間答申の前に、木津北地区地権者が中央地区や東地区等に等価交換で宅地を選べるようにするべきである。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。	0	
83	該当箇所なし	旧住宅都市整備公団の事業により宅地として換地されることを期待して土地を購入し、その後、他の地区の土地との交換の話もありましたが、最終的な連絡がないままに中間案が公表され驚いています。 今までUR賃貸住宅に住み続けてきましたが、独立行政法人都市再生機構に所有地を引取ってもらい、適切な維持管理を実施してもらおうのが当然と考えます。 せめて、妥協案としてUR賃貸住宅の賃貸料を割引いてもらいたい。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。	0	
84	該当箇所なし	旧住宅都市整備公団の事業は確実とのことで、木津北地区を水道・ガス等のインフラを整備する名目で土地代の2倍以上を出して購入した。開発ができないのなら代替地を用意するべきだと思う。 木津中央地区等では販売できる土地も残っているのにどうなっているのか。 開発ができないのなら誠意ある交渉をしていただきたい。	市は、国の閣議決定に基づく独立行政法人都市再生機構によるニュータウン開発事業の中止を受けて当計画を検討しており、事業中止に関するご要望にお答えする立場にありません。	0	